

第1回「鹿児島港本港区エリア 景観・デザイン協議会」議事録

- ・開催日時：令和6年11月14日（木）13：00～14：15
- ・開催場所：県社会福祉センター7階 第2会議室
- ・出席委員：全委員11/11人が出席（うち上室委員代理：池水技術補佐）

※以下、議事に従い、協議会の位置付け等、景観ガイドラインや市景観計画等、懇談会の状況、協議会の協議対象範囲について、事務局等から説明後の内容（発言順）

（佐多委員）

- ・事業着手前に事業者から相談があり、協議対象外とされた場合には、事業者へ対象外と知らせることで、必ずしも協議会を開催するわけではないという理解でよいか。
- （事務局）その理解でよい。

（高取委員）

- ・今後、協議会にはエリア周辺の関係者も参加することがよいと考えるが、関係者をどのように巻き込んでいくのか。
 - ・完成直後は問題なくても、数年後、緑地などは維持管理の難しさなどから張コンクリートとしている事例を見受けるが、フォローの体制はどう考えているか。
- （事務局）適正な維持管理ができるよう協議会から事業者へ助言をしていく。

→（富宿委員）

- ・鹿児島港本港区エリアまちづくり懇談会には、近隣エリアのマイアミ通りまちづくり協議会が参加している。懇談会の場を通じて、関係者と一緒に議論していければと考える。

→（佐多委員）

- ・懇談会で意見を聞いているので、その意見等は反映していける。それ以外においても、会則に基づき、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

（川島委員）

- ・市景観条例の審査と本協議会の協議のタイミングについて、どちらが先になるか。
- ・ガイドラインでは、視点場や回遊性の重要性を示した。これを協議会で議論すると、市条例で明確にされていない可能性もあるので、その場合には、市と協議会が連携する等の寛容性があったほうがいい。
- ・協議会の運営方法として、懇談会の意見を議論してもいい。

→（渡島委員）

- ・市景観条例では工事着手の30日前が届出の期限となっている。本協議会は設計段階からの意見聴取となるので、市条例の審議より前になるのではないか。

→（中島委員）

- ・景観法に基づく届出は、実施設計後の段階であり、本協議会は事業着手前段階から関わると思うので、本協議会が先になるのではないか。

→ (佐多委員)

- ・ 事業者から協議会事務局に早い段階で相談があり、調整結果に基づき、市条例も遵守するような趣旨ではないか。

(小山委員)

- ・ 協議対象の範囲について、「その他」の運用が大事。ガイドラインの趣旨を鑑みると、歩行空間の在り方や植栽等についても、考え方を示しているの、積極的に協議会へ相談していただきたい。大規模な案件を対象とした協議では、日頃の港湾管理や営繕業務において、どんな考えを積み重ねてきたのか、その蓄積も重みをもつ。
- ・ 委員以外の出席は、例えば、プロポーザルの事業者選定の委員や、協議会委員の専門外分野の場合は、その分野の専門家を招くなど柔軟に運用をお願いしたい。調整については、関係者間の双方向のやりとりが創造的で実質的なものとなるような工夫も必要である。

(徳島委員)

- ・ 視点場や回遊性について、観光振興に紐付く視点で調整していくことが必要。
- ・ 本県は台風災害等が多く、大きな広告物は被災リスクが高いので、そんな観点からの事前チェックが必要ではないか。

→ (佐多委員)

- ・ 被災した場合、都市・港湾機能を維持するためには、早期復旧が求められる。このような場合は、委員に個別確認や、場合によっては、協議会の対象としないなど、柔軟な対応をお願いしたい。

(池水委員代理)

- ・ まちづくり建築政策特別アドバイザーの国吉氏から、次の御助言を頂いた。
- ・ 今後、基本的なコンセプトを変えずに、継続したマネジメントを続けていくことが大事。チェックリストは、事業者がただチェックするだけではなく、それにプラスにして、まちづくりの機運を高めていくことが大事。
- ・ 回遊性の観点で、市街地と本港区の近さを活かした連携、市と県の組織の連携、この協議会を継続して取り組んでいくことが大事。

(高取委員)

- ・ ユニバーサルデザインの観点において、実際に障害を持っている当事者に、チェックに入っただけであればよいのではないか。

(中島委員)

- ・ 協議対象範囲は、過去に許可等をしたような同じ屋外広告物がそのまま更新というものもあり、既存と全く同じ広告物については、対象外にしてもよいと思う。

→ (事務局) 対象外ということでよろしいか。(協議会一同が了承)

以上